

1 公の施設の施設使用料の全額還付の取り扱い

- * 3月3日新型コロナウイルス感染症対策本部において、「4月16日（木）使用分までの公の施設の施設使用のキャンセルについて使用料を全額免除」が決定された。
- * 今後も、使用休止の延期の措置に伴い、全額還付の対象期間も休止期間の1か月後の使用分までとする。

2 ファミリースポーツフェア2020の中止

毎年4月29日（祝）に総合体育館、陸上競技場等において開催している同イベントについては感染予防の観点から開催を中止する。

【理由】

- * 前回は、来場者1,716名、スタッフ135名、約1,900名の大規模イベントです。
- * 来場者は親子連れや家族、友達同士など、幼児から高齢者まで。スタッフはスポーツ推進委員、学生ボランティア、地域団体であり、年齢層が幅広い。
- * 25～30種目の体験コーナーがあり、不特定多数の来場者が①密集する、②密閉空間（アリーナ）に滞留する、③密接な場面をつくる、④共通のスポーツ用具に触れる、⑤飲み物等を摂取することがある。
- * クラスターが発生する可能性がある。
- * 主催者として、感染症拡大防止措置を講ずることが困難である（検温の実施、参加者の連絡先・渡航歴の把握、手が触れる場所及び共有物の消毒の徹底、飛沫感染の防止、入場制限、大声の発生抑制、水分補給の禁止など）

【参考】

- * ファミリースポーツフェア：幼児から高齢者まで、ニュースポーツやレクリエーションスポーツを気軽に楽しむことができるイベント。